

『2010年版 出る順行政書士 合格基本書』第2刷の訂正箇所につきまして

2010年10月18日現在

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2010年版 出る順行政書士 合格基本書』第2刷の記載内容につきまして、訂正箇所がございます。

同書の第2刷（「索引」ページ直後の「奥付」をご確認ください）をお持ちの方は、大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08359『2010年版 出る順行政書士 合格基本書』第2刷

訂正箇所	誤（×）	正（○）
(p. 52) 判例 NEW!	川崎民商事件 ③ ……同規定は「自己に不利益な供述」を強要するものとはいえない。	川崎民商事件 ③ ……同規定の「自己に不利益な供述」を強要するものとはいえない。
(p. 96) 判例 NEW!	売春取締条例事件 ……罪刑法定主義の定める	売春取締条例事件 ……罪刑法定主義を定める

(p. 191) 【抵当権またはその順位の譲渡・放棄】 NEW!

D (300万円) 一般抵債権者

↓↓↓

D (300万円) 一般債権者

訂正箇所	誤（×）	正（○）
(p. 215) 9行目 NEW!	認められません（最判昭46.11.9）。	認められません（最判昭46.11.19）。
(p. 242) 解答と解説 NEW!	2 × 直接自己への引渡しも請求できる（大判昭7.6.21）。	2 × 直接自己への引渡しも請求できる（大判昭10.3.12参照）。
(p. 383) 3行目 NEW!	恣意を抑制し、拒否理由を	恣意を抑制し、処分理由を

(p. 385) 【聴聞手続における主体】 NEW!

参加人（17条1項）	当事者以外のもので不利益処分につき利害関係を有する者
------------	----------------------------

↓↓↓

参加人（17条2項）	当事者以外のもので不利益処分につき利害関係を有する者（関係人／17条1項のうち、聴聞手続に参加する者）
------------	---

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 408) 側注 *1 「ことばの意味」 NEW!	処分の効力の停止 形式的な効力をもつ処分の	処分の効力の停止 形成的な効力をもつ処分の

(p. 423) 【処分性に関する判例】 NEW!

病院開設 中止の勧告 (最判昭 17. 7. 15)

↓↓↓

病院開設 中止の勧告 (最判平 17. 7. 15)

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 450) 2行目 NEW!	以下の(1)から(6)が成立要件となります。	以下の(1)から(5)が成立要件となります。
(p. 452) (5) (6) NEW!	(5) 公務員の故意・過失	(4) 公務員の故意・過失
	(6) 損害の発生	(5) 損害の発生
(p. 457) 下から3行目 NEW!	また、単に補助金を交付しているにすぎないものについても費用負担者にあたるというのが判例です(最判昭 50. 11. 28)。	また、国が補助金を交付している場合も、単に補助金を交付しただけで直ちに費用負担者にあたるわけではないが、国が法律上一定の負担義務を負う場合には費用負担者にあたりうるというのが判例です(最判昭 50. 11. 28)。

(p. 552) 【株式会社の機関設計の基本的ルール】 NEW!

⑥会計監査人を置く会社は、監査役を置かなければならない

↓↓↓

⑥会計監査人を置く会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 694~695) 【共通鍵暗号方式】 【公開鍵暗号方式】 NEW!	復合	復号

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけし、まことに申し訳ございません。なにとぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部